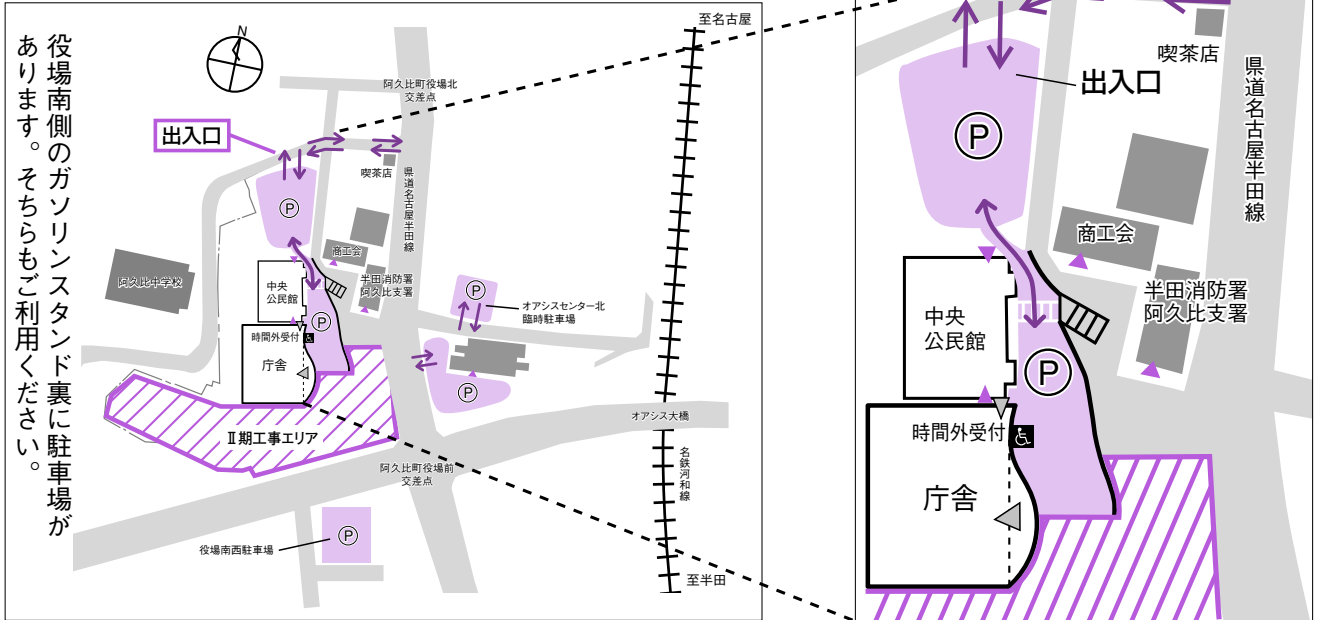


■ 注意事項

給与所得や年金所得などの還付申告を中心に行います。

※ 営業所得がある方、土地建物や株式等の譲渡所得がある方、住宅ローン控除の1年目の申告をする方は町申告会場では申告できませんので、半田税務署申告会場（住吉福祉文化会館）や税理士の無料税務相談をご利用ください。

(役場周辺駐車場案内図)



役場南側のガソリンスタンド裏に駐車場があります。そちらもご利用ください。

2月6日(月)～15日(水)の期間は地区公民館などで申告会場を開設するため、役場での申告受付は行いませんのでご注意ください。

※ 自宅などで作成済みの申告書は役場税務課窓口で提出することができます。

【半田税務署申告会場（住吉福祉文化会館）】

■ 開設期間

2月16日(木)～3月15日(水)の平日
2月19日(日)と2月26日(日)

■ 開設時間

午前9時～午後5時（受付終了時間 午後4時）
※ 会場の混雑状況により受け付けを早めに終了する場合があります。

■ 注意事項

- ▽開設期間中は、半田税務署内では申告書の作成指導は行いません。
- ▽駐車場の混雑が予想されますので、公共交通機関をご利用ください。
- ▽自宅などで作成済みの確定申告書は、郵送または半田税務署1階の受付窓口へ提出してください。

申告期限は3月15日です。
期限間近は混雑するので
早めに申請しましょう。



税理士による無料税務相談

■ 開設場所および開設日時

開設日	2月						3月
	21	22	23	24	27	28	1
開設場所	火	水	木	金	月	火	水
げんきの郷 あすなる舎	○	○		○			
東海市立 商工センター	○	○	○	○	○	○	○
知多市 勤労文化会館			○	○			

午前9時30分～正午と午後1時～午後4時
※ 会場の混雑状況により早めに受け付けを終了する場合があります。

■ 対象者

- ① 平成27年分の所得金額が300万円以下の事業所得者、不動産所得者、雑所得者（年金受給者を除く）の方（青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額または事業専従者控除額を控除する前の金額）
- ② ①に該当する方で消費税の課税事業者である場合には、平成26年分の課税売上高が3,000万円以下の方
- ③ 給与所得者および年金受給者